

国民健康保険税の納税通知書を郵送します

→保険年金課(内314)

平成31年度の国民健康保険(国保)税納税通知書を7月16日(火)に世帯主へ郵送します。納付回数は8回(7月・8月・9月・10月・11月・12月、令和2年1月・2月)です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

国保税納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。また、納付書にバーコードが付いている場合、コンビニエンスストア・モバイルレジでも納付できますので、ご利用ください。

社会保険等、国保以外の保険に加入した場合は脱退の手続きが必要です。脱退手続きは郵送でも可能です。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

年金からの特別徴収

65歳以上で次の要件①～③のすべてを満たす世帯主は、国保税が年金天引き(特別徴収)となります。口座振替を選択することも可能です。希望する方はお問い合わせください。

要件

- ①年金の年額が18万円以上
- ②1回当たりの国保税と介護保険料の年金天引き(特別徴収)の合計額が、1回当たりの年金額の2分の1以下
- ③世帯の国保加入者が全員65歳以上※年度途中で世帯主が75歳になる場合は年金天引きの対象となりません

職を失われた方の軽減制度(非自発的失業(離職)者軽減)

対内下表参照

申雇用保険受給資格者証(*)の原本と国保証をお持ちのうえ、保険年金課(市役所第1庁舎)へ

注給与と所得以外の所得は軽減対象になりません/さかのぼって適用するため、申請が間に合わず、郵送する国保税納税通知書では軽減がされていない方も、後日申請後に軽減されます

表 職を失われた方の軽減

対象者	次の①②をすべて満たす方			特定受給資格者	倒産・解雇などで再就職の準備をする期間的余裕もなく離職した方
	11 22	12 31	21 32		
軽減内容	■軽減割合前年の給与所得を30/100にして算定			特定理由離職者	派遣など期間の定めのある契約が更新できなかったことで離職した方、出産・育児・介護・健康上などの正当な理由で離職した方
	■軽減期間離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで (例) 離職日が平成30年3月31日～31年3月30日の場合は、30年度～31年度が軽減の対象				

(*) 雇用保険の手続きを行う際、ハローワークで発行

平成31年度からの国保税を改定しました

■改定内容①所得割の改定(下表1参照) ②課税限度額の改定(下表1参照) ③所得による均等割額減額の適用範囲の改定(下表2参照)

表1 所得割・課税限度額の改定の内容など

		平成30年度	31年度	標準保険料率(*3)
医療分	所得割(前年分所得(*1)-33万円)×税率	税率4.43%	税率4.90%	税率6.65%
	均等割加入者1人当たりの金額	28,000円	28,000円	38,450円
	課税限度額(*2)	540,000円	580,000円	—
後期高齢者支援金分	所得割(前年分所得(*1)-33万円)×税率	税率1.37%	税率1.51%	税率2.38%
	均等割加入者1人当たりの金額	12,000円	12,000円	13,662円
	課税限度額(*2)	190,000円	190,000円	—
介護保険分	所得割(前年分所得(*1)-33万円)×税率	税率0.99%	税率1.13%	税率2.00%
	均等割加入者1人当たりの金額	14,000円	14,000円	14,857円
	課税限度額(*2)	160,000円	160,000円	—

(*1) 前年の1月1日～12月31日に得た収入からその収入を得るために要した費用(必要経費)を差し引いた金額

(*2) 高所得世帯に負担が偏りすぎないように設けた上限の金額

(*3) 都が各市町村の医療費水準や所得水準等を踏まえて毎年算定し、公表する保険料率の標準的な水準を表すもの(標準保険料率は平成31年度のもの)

表2 均等割額減額の適用範囲の改定

		平成30年度	31年度
7割軽減	世帯の所得の合計が33万円を超えない世帯	変更なし	変更なし
5割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(27万5千円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(28万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(28万円×被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(50万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(51万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(51万円×被保険者数)を超えない世帯

国保税減免制度

災害や生活困窮等で国保税の納付が著しく困難な場合は、減免制度があります。減免の可否に関して、災害の場合はり災証明書で、生活困窮等の場合は収入・貯蓄などを確認のうえ、生活保護法の保護基準に準じて判定します。

注各納期限までに保険年金課へ申し出てください

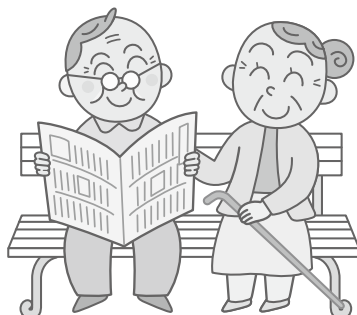
後期高齢者医療制度 保険料賦課決定通知書を郵送します

→保険年金課(内319)

今年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書を8月上旬に郵送します。この保険料は平成30年中の所得を基に計算しています。被保険者1人当たりの保険料の計算方法は下図のとおりです。

右表の①②の方は保険料を軽減しています。

保険料の納付方法は、原則年金天引き(特別徴収)です。年金天引きができない方は納入通知書で、また、希望する方は口座振替で納付が可能です。詳しくは通知書に同封している案内をご覧ください。



被保険者1人当たりの保険料の計算方法

均等割額 被保険者1人当たり 43,300円	+	所得割額 賦課の基となる所得金額(*1) × 都の所得割率 8.80%	=	年額保険料 (限度額62万円)
------------------------------	---	---	---	--------------------

(*1) 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額※雑損失の繰越控除額は控除しない

保険料の軽減

①所得の低い方

均等割額の軽減

総所得金額等(*2)の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	8割
33万円以下で8割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(28万円×被保険者数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者数)以下	2割

(*2) 同世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額。65歳以上(平成31年1月1日時点)の方の公的年金所得に関しては、その所得からさらに高齢者特別控除額(15万円)を控除

所得割額の軽減

賦課の基となる所得金額	年金収入のみで他の所得がない場合	軽減割合
15万円以下	年金収入168万円以下	5割
20万円以下	年金収入173万円以下	2.5割

②会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

注後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

■軽減割合 均等割額 = 5割 (加入から2年を経過する月までの期間)
所得割額 = 全額

納税・決定通知書等発送直後は、電話が集中しつながりにくくなることがあります。ご理解をお願いします

国民健康保険

後期高齢者医療

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。